第１章

鳥取県ひとり親家庭等実態調査の概要

Ⅰ．調査の概要

１　調査の目的

本調査により、県内に在住する母子、父子世帯及び寡婦等の実態等を多角的に把握・分析し、今後の支援策の充実に向けた基礎資料とすることを目的とする。

２　調査の実施主体

鳥取県

３　調査の対象

調査基準日（令和５年７月１日）現在において、本県に住所を有する下記の母子世帯、父子世帯及び寡婦世帯とする。

（１）母子世帯：父のいない児童がその母によって養育されている世帯のうち児童扶養手当受給資格者世帯（全数）

（２）父子世帯：母のいない児童がその父によって養育されている世帯のうち児童扶養手当受給資格者世帯（全数）

（３）寡婦世帯：配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として民法第８７７条の規定により児童を扶養していたことのある者のうち、一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会員である者（全数）

４　調査の期間

令和５年８月１日から同年９月３０日まで

５　主な調査内容

世帯の状況、仕事の状況、世帯の収入や生活費の状況、ひとり親家庭になってから困ったこと、行政施策等の利用状況や要望

６　調査の方法

（１）母子世帯、父子世帯

ア　市町村は、児童扶養手当の現況届の手続の際に窓口で調査対象者に調査票を配布又は郵送する。

イ　調査対象者が回答した調査票を県へ直接郵送することにより、調査票を回収する。

（２）寡婦世帯

ア　鳥取県母子寡婦福祉連合会は、鳥取県母子寡婦福祉連合会会員のうち、調査の対象者に調査票を郵送する。

イ　調査対象者が回答した調査票を県へ直接郵送することにより、調査票を回収する。

７　調査の集計

調査票の集計は民間委託により行う。

８　調査票の配布、回収結果

配布数・回収結果（区分別）

	対象者数	配布数	回収数	回答率
母子世帯	4,600	4,600	1166	25.3%
父子世帯	360	360	78	21.7%
寡婦世帯	202	202	76	37.6%

回収結果（市町村別）

	回収数	構成比
鳥取市	411	31.1%
米子市	347	26.3%
倉吉市	148	11.2%
境港市	122	9.2%
岩美町	36	2.8%
若桜町	7	0.5%
智頭町	12	0.9%
八頭町	37	2.8%
三朝町	10	0.8%
湯梨浜町	43	3.2%
琴浦町	35	2.6%
北栄町	34	2.6%
日吉津村	4	0.3%
大山町	8	0.6%
南部町	12	0.9%
伯耆町	34	2.6%
日南町	5	0.4%
日野町	10	0.8%
江府町	4	0.3%
無効等	1	0.1%
総計	1,320	100.0%

９　報告書の見方

（1）総数は、質問に対する回答者数で、構成比は、各選択肢の総数に占める割合を示している。

（2）質問には、全員が１つの回答を選ぶもののほか、１人の回答者が２つ以上の回答をすることができる質問がある。２つ以上を回答する質問では、構成比は１つの選択肢の回答者の合計を総数で割った比率を示している。（各選択肢の比率の合計は１００％を超える。）また、前問で特定の回答をした一部の回答者のみに対して続けて行う質問がある。

（3）結果数値は、小数点以下第二位を四捨五入してあるので、内訳の合計が計（１００％）に一致しないことがある。

（4）表中、「－」と表示されている項目は、当該調査でその問や選択肢がなかったことを示す。

（5）文中の「前回調査」は、平成３０年８月１日から同年９月３０日までを調査期間とし、同様の方法で実施した調査をいう。

（6）父子世帯は回収数が７８件と少ないため、分析する際は注意が必要である。

＜用語の定義＞

父（母）のいない児童（満２０歳未満の者で未婚の者をいう。以下同じ。）：次のいずれかに該当する児童をいう。

ア　父又は母が死亡した児童

イ　父母が婚姻を解消した児童

ウ　父又は母の生死が１年以上明らかでない児童

エ　父又は母から引き続き１年以上遺棄されている児童

オ　父又は母が重度の障がいの状態（国民年金の障害等級１級程度）にあるため、その養育を受けることができない児童

カ　父又は母が法令により引き続き１年以上拘禁されているため、その養育を受けることができない児童

キ　父又は母が配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律第１０条第１項の規定による保護命令を受けた児童

ク　母が婚姻によらないで懐胎した児童

配偶者のない女子：次のいずれかに該当する者をいう。

ア　配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した女子であって、現に婚姻していない者及びこれに準ずる次に掲げる女子

イ　離婚した女子であって現に婚姻をしていない者

ウ　配偶者の生死が明らかでない女子

エ　配偶者から遺棄されている女子

オ　配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子

カ　配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子

キ　配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない女子

ク　婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの

配偶者のない男子：次のいずれかに該当する者をいう。

ア　配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した男子であって、現に婚姻していない者及びこれに準ずる次に掲げる男子

イ　離婚した男子であって現に婚姻をしていない者

ウ　配偶者の生死が明らかでない男子

エ　配偶者から遺棄されている男子

オ　配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない男子

カ　配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている男子

キ　配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない男子

ク　婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの

Ⅱ．調査結果の概要

項　目	概　　要
世帯の状況	・ ひとり親家庭になった要因は、母子世帯、父子世帯ともに離婚が約９割。 ・ 子どもの数の平均は、母子世帯は1.63 人、父子世帯は1.71 人。 ・ ひとり親になった当時の年齢は、母子世帯の母は平均33.4 歳、父子世帯の父は平均37.7 歳で父子世帯に比べて母子世帯の年齢層が低く、母子世帯の方が父子世帯に比べて０～５歳未満の子どもの割合が高い。 ・ 母子世帯は母子のみの世帯の割合が高く、父子世帯は親兄弟等と同居の世帯の割合が母子世帯に比べて高い。
就業・収入の状況	・ 母子世帯、父子世帯ともに９割以上が就業している。 ・ 母子世帯、父子世帯ともに正社員の割合が高いが、母子世帯はパート・アルバイトの労働者の割合も高い。 ・ 母子世帯の母の方が父子世帯の父に比べて平均年間就労収入が低い。 (母子世帯の母の平均年間就労収入は235 万円、父子世帯の父は324 万円)
養育費･面会交流の状況	・ 母子世帯の約４割、父子世帯の約８割が養育費を受給したことがない。 ・ 母子世帯、父子世帯ともに約３割が面会交流を行ったことがない。 ・ 母子世帯、父子世帯ともに面会交流を行っている世帯の方が養育費を受給している割合が高い。
現在の悩み	・ 母子世帯、父子世帯とも生活費とする割合が最も高く、次いで子どもの養育・教育とする割合が高い。